

「燃料サーチャージ制」について（平成26年8月1日改定）

弊社では、平成20年8月に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年10月より適用実施しております。

私ども運送業界においての主要な経費のひとつであります軽油価格につきましては、原油価格の高騰に伴い引き続き上昇を続けており、企業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。このような状況のもと平成20年3月14日付にて、国土交通省から軽油価格上昇分の運賃への転嫁を進める為に、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」が発表され、トラック事業者にも燃料サーチャージ制を導入することが決定されました。弊社では平成20年8月28日に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年10月より特積貨物並びに貸切貨物につきまして、ご了承を頂きましたお客様より順次適用させて頂いております。

弊社と致しましても、様々な環境変化に対応すべく、全力を挙げて経費削減に取り組んでまいりましたが、軽油価格上昇による燃料費の増加、トラックやドライバー不足による仕事量や人件費の増加等、多くのコストアップ要因は既に企業内努力だけでは限界を超え、企業収益を圧迫している状況となっております。つきましては誠に恐縮ではございますが、燃料サーチャージ制導入によるサーチャージ料金収受に向けた取り組みにつきましてご理解、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

燃料サーチャージ制とは

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止致します。

【現在の料金適用燃料価格】

適用期間：平成26年8月1日～平成26年10月31日ご出荷貨物分

対象月	軽油単価
平成26年4月	142.7円/ℓ
平成26年5月	143.9円/ℓ
平成26年6月	145.4円/ℓ

3カ月 平均 144.0円/ℓ

届出ランク：⑦を使用

(参考) 平成25年4月～6月の3カ月平均単価 133.0円/ℓ (+11.0円/ℓ、+8.3%)

※経済産業省資源エネルギー庁発表の 石油製品価格調査(軽油現金価格)の中部運輸局管内の平均単価を使用
http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline1

方式：集荷+配達+幹線の合計サーチャージ（全日本路線連盟方式）

基準価格：平成7年時点での店頭平均価格 77.7円/ℓ / 平成20年8月届出時（6月）の店頭平均価格 152.0円/ℓ

改定条件：3カ月間の店頭平均価格を計算し、3カ月間の最終月の翌々月から改定する。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より